

鳥取県環境対応車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正 令和2年3月24日

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法〔昭和26年法律第185号〕第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の以下に該当する自動車をいう。

- ①ハイブリッド自動車
- ②ポスト新長期等規制適合車
- ③天然ガス自動車（初度登録の車両及び使用過程車改造）

2 「事業者」とは、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員であって、環境対応車を「リース」又は「現金もしくは割賦販売での購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(環境対応車導入に対する助成)

第3条 鳥ト協は、事業者から環境対応車導入助成の申請があった場合、予算の範囲内で助成することができる。

但し、前条1項3号の天然ガス自動車の助成は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成のみとする。

2 全ト協の助成がある場合、鳥ト協は前項の申請に対して、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱により助成の対象となるものに対し、この要綱に基づき助成する。

3 助成に関する運用要領は別に定める。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の1両当り助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

但し、消費税は助成の対象外とする。

また、全ト協の助成額は、全ト協の定める額とする。

- ①ハイブリッド自動車は、110,000円とする。
- ②ポスト新長期等規制適合車で最大積載量が4トン未満の車両は50,000円、4トン以上8トン未満の車両は100,000円、8トン以上は、150,000円とする。

但し、最大積載量の区分は、各メーカーの車両の通称名に基づき鳥ト協が決定する。

(助成の上限台数)

第5条 1会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(車両の登録)

第6条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請した日の属する会計年度の別途指定する日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

3 助成金の対象となる車両は、事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める環境対応車導入促進助成金交付申請書を、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

- 第8条 鳥ト協は、第6条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(様式1)により事業者及び事業者のリース契約先に対し通知する。
- 但し、全ト協の助成がある場合は、全ト協も助成を認めるときに限る。
- 2 鳥ト協は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

- 第9条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、当該助成金の交付を申請した日の属する会計年度の別途指定する日までに環境対応車導入報告書(様式2の1・2)により、鳥ト協に報告しなければならない。
- 2 全ト協の助成対象となる場合、鳥ト協は前項の環境対応車導入報告書を受理したときは、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱に定める助成金事業実績報告書・助成金交付請求書(全ト協様式3の①、様式3の②)を全ト協へ提出して、助成金を請求する。

(助成金の交付)

- 第10条 鳥ト協は、前条1項の環境対応車導入報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査するとともに、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金を事業者又は事業者のリース契約先に対して交付する。

(助成金の返還)

- 第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(申請の変更・取下げ)

- 第12条 交付決定後、申請内容を変更するときは、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書(様式3)を鳥ト協に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書(様式4)を鳥ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

- 第13条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。
- 2 事業者または交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、鳥ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 但し、当該車両が初度登録から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
- ①助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。
- ②事故もしくは火災等により車両が使用できなくなったとき。
- ③差押又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- ④事業者が鳥ト協の会員を脱退したとき。
- ⑤事業者が不渡り手形を出したとき、または営業を休止したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消等に係る助成金が既に事業者又はリース会社に交付されているときは、鳥ト協は事業者又はリース会社に対して期限を定めてその返還を求めることができる。
- 請求する返還金は、当該車両の法定耐用年数から既に経過した月数を減じた期間に相当する助成額とする。
- なお、月単位で計算し既に経過した期間が1ヶ月未満は1ヶ月とする。
- また、未経過期間分の返還額の円未満は切捨てとする。
- 4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で別に定める財産処分等届出書を鳥ト協に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第14条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、

譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
但し、あらかじめ鳥ト協の承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑 則)

第15条 鳥ト協は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた低公害車導入促進助成金交付要綱および要領も適用する。

(附 則)

第1条 本要綱は平成12年7月1日より施行する。

平成15年 5月 9日 一部改正(平成15年 4月 1日施行)

平成16年 1月26日 一部改正(平成16年 1月26日施行)

平成16年 5月10日 一部改正(平成16年 4月 1日施行)

平成17年 5月27日 一部改正(平成17年 4月 1日施行)

第2条第1項、第3条第2項、第4条、第6条第1項・2項、第7条第1項、
第8条第1項・第2項、第9条第1項2号、第10条、第11条第3項

平成18年 4月15日 一部改正(平成18年 4月 1日施行)

第2条第1項第5号、第3条第2項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第2項
第9条第1項第2号

平成18年10月25日 一部改正(平成18年 9月 1日施行)

第4条別表1および別表2、第15条

平成19年 2月21日 一部改正(平成19年 4月 1日施行)

第3条第2項、第4条・別表1・別表2、第5条第3項、第7条第1項、第8条第1項・第2項、
第9条第1項第1号・第2号、第11条第3項、第15条

平成19年 4月20日 一部改正(平成19年 5月 1日施行)

第2条、第1項

平成20年 6月13日 一部改正(平成20年 4月 1日施行)

第4条及び別表1・別表2・別表3、第9条

平成21年 5月12日 一部改正(平成21年 4月 1日施行)

第2条第5号、第4条及び別表1・別表2・別表3、第11条第2項第5号・第3項

平成22年 6月24日 一部改正(平成22年 4月 1日施行)

第4条別表1・別表2・別表3

平成23年 5月13日 一部改正(平成23年 4月 1日施行)

第2条第1項・第4条別表1・別表2・第5条第2項

平成24年 5月14日 一部改正(平成24年 4月 1日施行)

第2条第1項・第4条別表2

平成25年 5月13日 一部改正(平成25年 4月 1日施行)

第2条第1項第3号・第2項、第3条第1項・第2項、第4条・第1項第1号・第2号及び別表1・別表2、
第5条第1項、第8条第1項、第11条第2項・第3項、第14条

平成26年 3月18日 一部改正(平成26年 4月 1日施行)

第2条第1項・第4条第1項・第5条

平成29年 5月24日 一部改正(平成29年 4月 1日施行)

第11条・第12条、第13条、第14条、第15条、第16条

平成30年 3月23日 一部改正(平成30年 4月 1日施行)

第1条、第2条、第3条第2項、第4条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条第4項

令和 2年 3月24日 一部改正(令和 2年 4月 1日施行)

第4条